
令和 8 年度

東松島市排水設備工事関係説明資料

(指定工事店用)

【東松島市役所建設部都市整備課都市施設係】

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前 5 番地（鳴瀬庁舎 2 階）

電話（0225）82-1111（代表） FAX（0225）87-3954

E-mail（受付用）：g-info@city.higashimatsushima.miyagi.jp

目次

排水設備工事申請から完成について・・・・・・・・・・・・・・・・1～8 頁

1. 事前調査・申請者への工事計画等の説明・・・・・・・・・・・・1 頁
2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について・・・・・・・・・・1 頁
3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点・・・・・・・・3～4 頁
4. 排水設備工事完了届の提出について・・・・・・・・・・・・・・5～6 頁
5. 完成検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 頁
6. その他(排水設備整備補助金制度・水洗便所等改造資金融資あっせん制度)・・7 頁
7. 排水設備工事計画申請書類等のオンライン化について・・・・・・・・8 頁

記入例(申請書・平面図・縦断図・調書・完了届)・・・・・・・・9～13 頁

設計図面の凡例・記号の例・・・・・・・・・・・・・・・・14 頁

東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について・・・・・・・・15～16 頁

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について・・・・・・・・・・・・15 頁
2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について・・・・・・・・・・・・16 頁

令和9年度更新予定排水設備指定工事店一覧・・・・・・・・17 頁

合併処理浄化槽設置補助対象区域図・・・・・・・・・・・・18 頁

令和8年度建設部都市整備課配置図・・・・・・・・・・・・19 頁

東松島市排水設備工事関係説明資料（指定工事店用）

◆排水設備工事申請から完成について

1. 事前調査・申請者への工事計画等の説明

- 1) 公共桧に異常があった場合や、流入高さ等に問題がある場合は事前に都市整備課と打合せをして下さい。
- 2) 公共桧が設置されていない土地への排水設備を設置しようとする場合、排水設備承認申請より先に「**公共ます等設置工事許可申請書**」を提出して下さい。原則、個人設置となります。
- 3) 排水設備設置義務者（土地所有者・建物所有者・使用者）の権利関係の調査・同意等の確認を入念に行ってください。（土地、建物等の状況により単独で排水設備の設置が不可能又は困難な場合は、代表者を定め連署の上、「**排水設備共同設置届**」を提出して下さい。）
- 4) 飲食店や工場等の事業所の場合は、**除害施設（グリーストラップ・オイルトラップ等）の設置**が必要です。事前に都市整備課と打合せをして下さい。
- 5) 浄化槽切替工事等で既設管を利用する場合、勾配・タルミ・桧の状況等があれば維持管理を考慮し、改修工事等について申請者と入念に協議して下さい。
また、**浄化槽の使用を廃止する場合は、市民生活課環境衛生係への届出**が必要となります。
- 6) **排水設備整備補助金制度**や**水洗便所等改造資金融資あっせん制度**の対象となる申請者には（詳細は**6.その他（7）**をご参照下さい）、利用の有無を必ず確認して下さい。

現場の状況・下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備になるよう努め、申請者へ必ず工事計画や見積もりを提示し、契約を締結して下さい。

2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について

- 1) 排水設備工事計画申請等について、現行の窓口での受付に加え、電子メールによる受付を行っております。（詳細は**7.「オンライン化（電子メール申請）について」（8）**をご参照下さい。）

提出書類

排水設備工事計画承認申請書	様式第3号、色指定なし	《前年度との変更点》
計画平面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし	宅内排水設備整備補助金制度 くみとり又は単独処理浄化槽から接続する場合、補助金額最大10万円を予算の範囲で交付 (詳細は、 6.「その他」(7) をご参照下さい。)
計画縦断面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし	
排水設備工事調書（見積）	用紙：A4サイズ、色指定なし	
設備の状況によって提出する書類	ポンプ施設の詳細図、除害施設の構造図・容量計算書、カタログのコピー 等	

●排水設備工事計画承認申請書について（記入例1）

- 1) **工事着手予定日の7日前には申請書類一式を提出**して下さい。受理後に現場確認等を行いますので、承認されるまで日数がかかります。（融資あっせん及び排水設備設置補助を利用する場合は、金融機関との協議が必要なため、14日前には提出して下さい。）
- 2) 設置場所について複数地番ある場合には**全て記入**して下さい。また、開発等により分筆予定の土地で分筆後の予定地番がわかる場合は、（ ）書きで記入して下さい。
- 3) 着工年月日及び完成年月日については**予定の日付**を記入して下さい。
- 4) 使用者番号欄には、**上水道の水栓番号等**を記入して下さい。また、賃貸住宅等で書ききれない場合は別紙又は平面図へ記入して下さい。

●計画平面図について（記入例2）

- 1) 計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を必ず図面へ記載して下さい。
- 2) 平面図の表示方法は、別紙「設計図面の凡例・記号の例」（14頁）に従い作成願います。

◆汚水排水の新設配管は赤色実線、既設配管は赤色破線で記載願います。

◆雨水排水の新設配管は青色実線、既設配管は青色破線で記載願います。

＜排水管表示例＞

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線

敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共樹	破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共樹	実線

- 3) 除害施設（油水分離槽・阻集器等）や段差調整柵（HLS等）の特殊継手等を使用する場合は、平面図へ記載願います。
- 4) 受水槽やボイラー等のオーバーフロー排水、冷凍冷蔵庫やエアコン等のドレン排水、外足洗い場等の排水は原則雨水排水とし、平面図へ記載願います。
- 5) トイレ配管を1、2階同配管に繋ぐ場合は、通気管を設置し、平面図へ記載願います。
- 6) 屋内配管で会合点や屈曲点に柵が設置できない場合は、掃除口を設置し、平面図へ記載願います。
- 7) 駐車場など車の乗入れがある箇所はできるだけ鉄蓋を使用し、平面図へ記載願います。

●計画縦断図について（記入例3）

- 1) 計画・竣工の別、申請者名を必ず記載して下さい。また、勾配等を必ず検算して下さい。
- 2) 汚水管の起点土被りは原則30cmです。確保できない場合は、事前に打合せをして下さい。
- 3) 汚水管の勾配の基準は2%以上4%以下です。規定の勾配がとれない場合は、事前に打合せをして下さい。申請時は2%の一定勾配で計画して下さい。
- 4) 除害施設（油水分離槽・阻集器等）や段差調整柵（HLS等）の特殊継手等を使用する場合は、平面図へ記載願います。
- 5) 既設管利用の場合は、既設管の状況を破線にて記載願います。

●排水設備工事調書（見積）について（記入例4）

- 1) 使用する資材等の名称、数量等と見積欄へ記入して下さい。
- 2) 工事見積り及び契約時には工事内容の説明を十分行して下さい。変更等で増額の可能性がある場合も同様に説明願います。

●その他の提出書類について

- 1) 私道に公共下水道を設置希望する場合、「私道内下水道施設設置申請書」を提出して下さい。
- 2) 除害施設を設置する場合は、施設の仕様が分かるもの（仕様書、カタログ等）を提出して下さい。（設置基準については、東松島市下水道条例第11条をご確認ください。）
- 3) 申請書へ記載した完成日内に完成しない場合、「排水設備工期変更届」を提出して下さい。

3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点

事務手続きの流れの注意点

- 1) 排水設備工事計画承認申請書を精査、決裁後、「排水設備工事計画承認通知書」を発行します。登録しているEメールアドレスへ送信または都市整備課窓口右手側のメールBOXからお持ち帰り下さい。
(申請書類に不備等があった場合は、修正後の発行となりますのでご注意ください。)
- 2) 工事着手は必ず排水設備工事計画承認通知書を受け取ってから行って下さい。事前着手は厳禁です。
(指定工事店に関する規則第9条第2項第5号)
- 3) 着手前に必ず承認通知書の承認番号を黒板等に記入し、番号が確認できるように写真を撮影して下さい。
(承認番号が未記入またはデータでの添付等の場合は、事前着手とみなします。)
- 4) 施工中において、申請時と違う重大な問題が生じた場合は、速やかに都市整備課と打合せをしてから施工して下さい。

施工上の注意点

- 1) 着手前・施工中・完了後の写真を撮影してください。撮影箇所は、起点汚水枳～公共枳までの接続部が確認できるように埋戻前に撮影して下さい。なお、黒板等を使用し、承認番号・施工箇所等が判明できるように撮影して下さい。
(融資あっせんの対象工事で便器等が対象になっている場合、便器の写真・型番等も撮影して下さい。)
- 2) 責任技術者は、法令等に従い、工事の設計及び施工（監理）に当たって下さい。
(指定工事店に関する規則第14条)
- 3) 下表の基準のとおり計画し、埋戻前や舗装前に汚水管の管径と勾配を確認して施工して下さい。

排水人口	汚水管の管径	勾 配
150人未満	100mm	100分の2以上
150人以上300未満	125mm	100分の1.7以上
300人以上500未満	150mm	100分の1.5以上
500人以上	200mm	100分の1.2以上

完成検査時の管理基準（下限値）は 公共1.5%、農集1.0%です。

注）下限値以下の勾配は手直し工事となります。

- 4) 公共ます及び宅内ますの深さと管径の基準について、下表のとおり施工して下さい。

公共ます	ますの深さ	立上管径
	1200mmまで	200mm
	1201～1500mmまで	300mm
	1500mmを越える	0号人孔

宅内ます	ます深さ	立上管径
	900mmまで	150mm
	900～1500mmまで	200mm
	1500mmを越える	300mm

- 5) 設計図の記載数値について、記載例のとおり作成願います。

種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール・柵の寸法	cm		90
管径	mm		150
管の勾配	mm	小数点以下1位まで	1.5/100
掃除口の口径	mm		75
柵・マンホールの深さ	cm		43
柵の天端高	cm		(+15)

注) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

- 6) 汚水・雨水の区分基準について、以下の表を参考にし、必要であれば事前協議願います。

建物の種別等	排水の種類	汚水・雨水等の区分
一般住宅	水洗便所、台所、風呂場、洗面所、洗濯機の排水	汚水
	屋外足洗場、洗車・樹木用の散水栓	雨水
	給湯器、空調機器、冷凍庫、給水ポンプ等のドレン排水等	原則雨水
アパート等	受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	原則雨水
学校等	調理室・試験室等	汚水、必要に応じ除害施設設置
	屋外プール排水	雨水
工場・事業場等 (特定施設場)	事業活動に生じた排水	汚水、必要に応じ除害施設設置
	防火水槽、受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒装置の排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	自動車洗車場	阻集器を設置し、 雨水が入り込む場合は雨水 雨水が入り込まない場合は汚水
	自動式車両洗浄装置(特定施設)	

- 7) 公共樹への接続はDR・FM樹等にて段差方向調整するか、ホルソー受口によるHLS等の継手使用が可能です。また、対面流入する場合は同じ流入の高さとして下さい。
- 8) トイレ排水の合流点は、汚物等の逆流を防止する為、**段差付き柵(45YS・90YS)**を使用してください。また、下流に接近してトラップ柵を設けると汚物がトラップ内に入る可能性があるため、原則50cm以上離して施工して下さい。
- 9) 汚水柵の接続の際、角度が合わない場合は、**自在継ぎ手**又は**曲管**(1スパンにつき**2.2° 1/2**まで)を使用し、完了図面に必ず記載して下さい。(目視検査できることが原則です。)
※縦断方向での勾配あわせのための使用は、手直し工事対象となります。
- 10) ビルトイン自動食洗機内蔵の流しの排水は、原則**トラップ柵に接続**して下さい。
- 11) 左右合流段差付柵(WLS)は、**100-200**を使用して下さい。
- 12) **排水ヘッダー使用可能**です。設置基準を守って使用して下さい。
- 13) 屋外排水設備の汚水配管に、エルボ返し施工をした場合は、手直し工事対象となります。
- 14) 浄化槽を撤去し、配管が埋戻し位置に掛かる場合は、埋戻し土の沈下による管のたるみに注意し、丁寧に埋戻しして下さい。

注) 既設の便槽、浄化槽を撤去した場合の清掃、消毒は徹底して下さい。

本市の下水道施設は、マンホールポンプを中継し排水処理を行っております。稀に、排水設備工事にて発生したと思われる管材の破片が流入し、中継ポンプが故障するといった事案が発生しております。施工の際には、異物が流入しないよう十分に注意して下さい。

4. 排水設備工事完了届の提出について

提出書類

排水設備工事完了届	様式第5号、色指定なし
完成平面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし
完成縦断図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし
排水設備工事調書（精算）	用紙：A4サイズ、色指定なし
完成写真	着工前・施工中（起点汚水桝～公共桝接続）・完了後の写真
汚水処理施設使用開始届	様式第9号、色指定なし

●排水設備工事完了届について（記入例5）

- 1) 完了届は、必ず工事完了後5日以内（完了日を含めて5日以内）に提出して下さい。
外構工事が遅れている等の場合でも、公共桝に接続し埋戻した状態であれば提出してもかまいません。
（申請書へ記載した完成日内に完成しない場合、「排水設備工期変更届」を提出して下さい。）
- 2) 提出日、申請年月日、承認年月日、工事完了年月日を記入して下さい。
- 3) 使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。
また、賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図へ記載して下さい。

●完成平面図について

- 1) 計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 2) 実測値を記入して下さい。
- 3) 平面図の表示方法は、別紙《設計図面の凡例・記号の例》に従い作成願います。

《排水管表示例》

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線

敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共桝	破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共桝	実線

●完成縦断図について

- 1) 計画・竣工の別、申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 2) 実測値を記入して下さい。

●排水設備工事調書について（記入例4）

- 1) 原本の精算欄を記入し、金額は必ず検算して下さい。
- 2) 必ず申請者に施工内容・金額を確認してもらって下さい。

●完成写真について

- 1) 画像の大きさはL版程度とし、A4用紙に整理し提出願います。
- 2) 着手前・施工中（起点汚水桝～公共桝接続まで）・完了後の写真を提出願います。
- 3) 承認番号や配管等の施工状況が、鮮明に確認できるように撮影し提出して下さい。

●汚水処理施設使用開始届について

- 1) 使用開始届は完了届と同時に提出して下さい。申請者、使用開始日、義務者欄は必ず申請者本人より署名していただして下さい。
アパートの場合は部屋毎に1枚提出願います。使用義務者が未定の場合は、申請者名を記入して下さい。
- 2) 下水道使用料は、石巻地方広域水道企業団より上水道料金と合算請求が行われます。
支払い方法は、上水道の支払い方法に準ずることとなります。
口座振替をご利用したい方は、石巻地方広域水道企業団にて手続きしていただくよう、申請者への説明等をお願いいたします。
- 3) 建替え中や建売等で、下水道を使用しない場合は休止の届出を都市整備課へ提出して下さい。
(休止の届出をした場合は、新使用者が使用開始した時点で速やかに開始の届出を提出して下さい。)

注) 使用開始届の遅れがあり、業者による使用料の支払い事案が発生しています。届出漏れがないよう十分に注意して下さい。

5. 完成検査について

- 1) 完成検査は、責任技術者立会いのもと都市整備課職員が毎週木曜日（午前中）に行います。
- 2) 完了届受理後、検査日時を前日までにメール又は電話にて連絡いたします。
- 3) 検査日時が決まったら、申請者本人へ必ず連絡をして下さい。

検査の内容・準備物

- 1) 排水管のたるみ、蛇行、漏水がないか、実際に水を流すため、バケツ等に水を用意してください。
また、勾配不足等の確認を行う場合がありますので、レベルを用意して下さい。ライト、ミラー、スタッフ等は都市整備課で用意します。
- 2) 検査前には汚水管内を確認し、汚れ等がある場合は洗管を行って下さい。
- 3) 速やかに検査できるよう検査時間直前に汚水枳の蓋を開けて準備願います。

注) 管内にたるみ等による滞水や接着剤や異物が出ている場合は手直し工事となります。

6. その他

排水設備整備補助金制度

- 1) 対象地域
 - ・公共下水道区域及び集落排水処理区域で、くみとり又は、単独処理浄化槽から接続する場合。
 - ・合併処理浄化槽設置整備事業に該当し、排水設備を設置する場合。
- 2) 対象施設
 - ・個人所有の一般住宅及び店舗付き住宅。
 - ・事業所及び主に事業の用に供する個人所有の建物。
- 3) 補助金額
 - ・最大10万円。
- 4) その他の条件
 - ・下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、下水道等使用料、市税等の滞納がないこと。
- 5) 他の助成との併用
 - ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度との併用も可能です。
 - ・合併処理浄化槽設置補助との併用も可能です。
 - 合併処理浄化槽の本体工事費を含めないものとします。

水洗便所等改造資金融資あっせん制度

- 1) 水洗化促進のために金融機関から水洗化資金を無利子（市が利子補給）で借りられる融資あっせん制度があります。
- 2) 公共下水道、農集、漁集の排水処理区域及び、合併処理浄化槽の設置区域内が対象となります。
- 3) 汲み取り式、浄化槽切替等の改造が対象で、新築家屋は対象外です。
- 4) 工事の依頼を受けた時は、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認して下さい。工事着手後は利用できません。
- 5) あっせん額は1戸につき100万円以内、賃貸住宅等の場合は1戸につき100万円の範囲内で総額200万円以内です。
 - ◆融資あっせん決定後に金額の増額はできません。（減額は可能。）
 - ◆融資あっせん額は、排水設備整備補助額を控除した額とします。
 - ◆融資あっせん決定後は速やかに着手して下さい。金融機関によっては一定期間経過しますと融資が失効する場合があります。
- 6) 融資あっせんを申請する際は条件がありますので注意して下さい。条件を満たさない場合は融資あっせんを受けられない場合があります。また、金融機関の審査により融資不可となる場合があります。（この時の証明書交付手数料は返却になりません。）
 - ◎申請者
 - ・下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、下水道等使用料、市税等の滞納がないこと。
 - ・申請者に改造資金を償還するための収入が見込めること。
 - ・前年の所得金額が800万円以下であること。
 - ・確実な連帯保証人又は金融機関指定の保証会社の債務保証があること。
 - ・以前に水洗便所等改造資金融資あっせん要綱による融資を受けていないこと。ただし、完済している場合は再申請できます。
 - ・金融機関によっては、他の融資の償還中は水洗便所等改造資金融資を受けられない場合があります。
- 7) 融資あっせん申請書の署名は、本人署名とし印鑑登録印を押印すること。
 - ◆印鑑登録証明書・納税証明書・所得証明書を申請者、連帯保証人ともに添付すること。
 - （印鑑登録証明書の有効期限は、取得後3か月です。）
- 8) 連帯保証人は市内又は隣接市町村に居住し、市県民税・固定資産税の未納がなく、また、市県民税所得割納税者であること。ただし、市長がやむを得ないと認め、かつ借入する金融機関が了承したときは、県内外に居住する親子、兄弟（同居も可）であれば連帯保証人となることが出来ます。
- 9) 取扱金融機関は、石巻商工信用組合・石巻信用金庫・いしのまき農業協同組合の東松島市内各支店及び石巻商工信用組合松島支店です。
- 10) 合併処理浄化槽の排水設備工事を行う場合も利用できますので、事前に都市整備課にご相談下さい。

排水設備工事計画申請書類等のオンライン化について

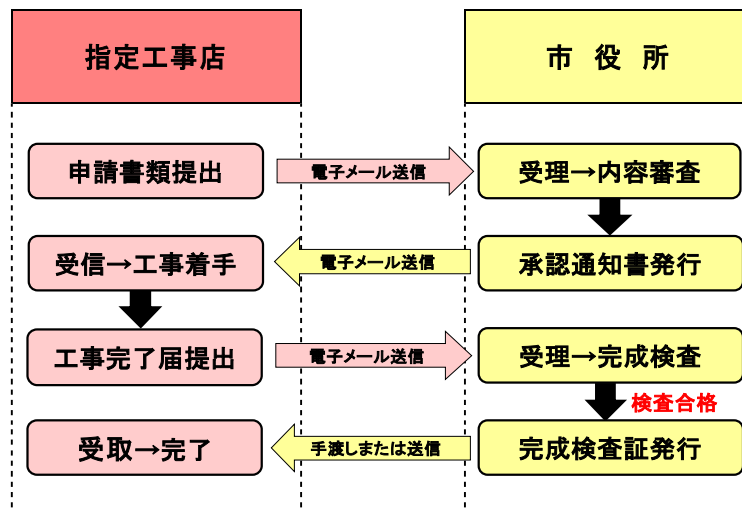
1. オンライン化(電子メール申請)について

- 1) 排水設備工事計画申請・完了届等の提出書類について、現行の窓口での受付に加え、**電子メール**による受付を行います。
- 2) 特定施設や勾配不足など協議が必要なものについては、従来どおり都市整備課窓口での手続きが必要となります。

2. 各種提出書類・添付書類

申 請	排水設備工事計画承認申請書
	計画平面図
	計画縦断図
	排水設備工事調書(見積)
	その他必要書類
完 了 届	排水設備工事完了届
	完成平面図
	完成縦断図
	排水設備工事調書(精算)
	完成写真
	汚水処理施設使用開始届

3. 電子メールによる手続きフローチャート



4. 送付先電子メールアドレスについて

下記の東松島市都市整備課(受付用)Eメールアドレスへ送信願います。

Eメールアドレス	g-info@city.higashimatsushima.miyagi.jp
----------	--

※Eメールアドレスの登録を行っていない事業所は、「指定店住所・店名・担当者名」を記載し、上記のEメールアドレスへメールの送信をお願いいたします。
(個人の携帯電話、端末での登録はご遠慮ください。)

5. 注意事項

- 1) 申請書類は**PDFに変換**し、1つにまとめたデータとして電子メールに添付して下さい。
(添付する**1つのデータ容量は10MB以内**とし、A4～A3用紙サイズで文字が全て読み取れる解像度で送信願います。また、PDFデータを作成する際、縦横の向きに注意して読み取りしやすよう、データ作成にご協力ください。)
- 2) メール送信時の**件名・添付ファイル名**等については、下記の例のとおりとしてください。
受信の有無を確認した際は、都市整備課より返信メール又は電話にてご連絡いたしますので、**指定工事店名・担当者の連絡先**を必ず記載願います。

※複数件ある場合は、**添付ファイル名**の末尾にNo.等の付番し、申請ごとにデータを分けて送信願います。

(例) << 申 請 >>	(例) << 完了届 >>
【件名】 排水設備工事計画申請について	【件名】 排水設備工事完了届について
【添付ファイル名】 7777_申請_1 指定店登録No. 複数件ある場合は末尾にNo.等付番	【添付ファイル名】 承認番号07-●●_完了届
【メール本文】 問い合わせ先 指定工事店住所／店名／担当者名／連絡先	【メール本文】 問い合わせ先 指定工事店住所／店名／担当者名／連絡先

- 3) 書類に不備があった場合、基本的には電子メールにて差し替えを行います。協議が必要な場合など都市整備課窓口での手続となる場合があります。

受付番号	号	整理番号	号
------	---	------	---

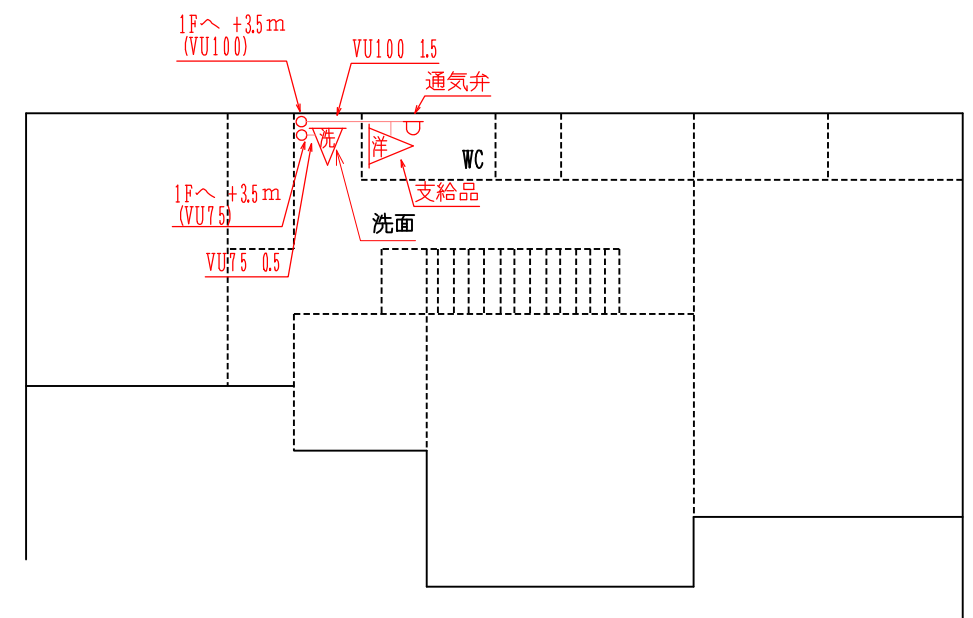
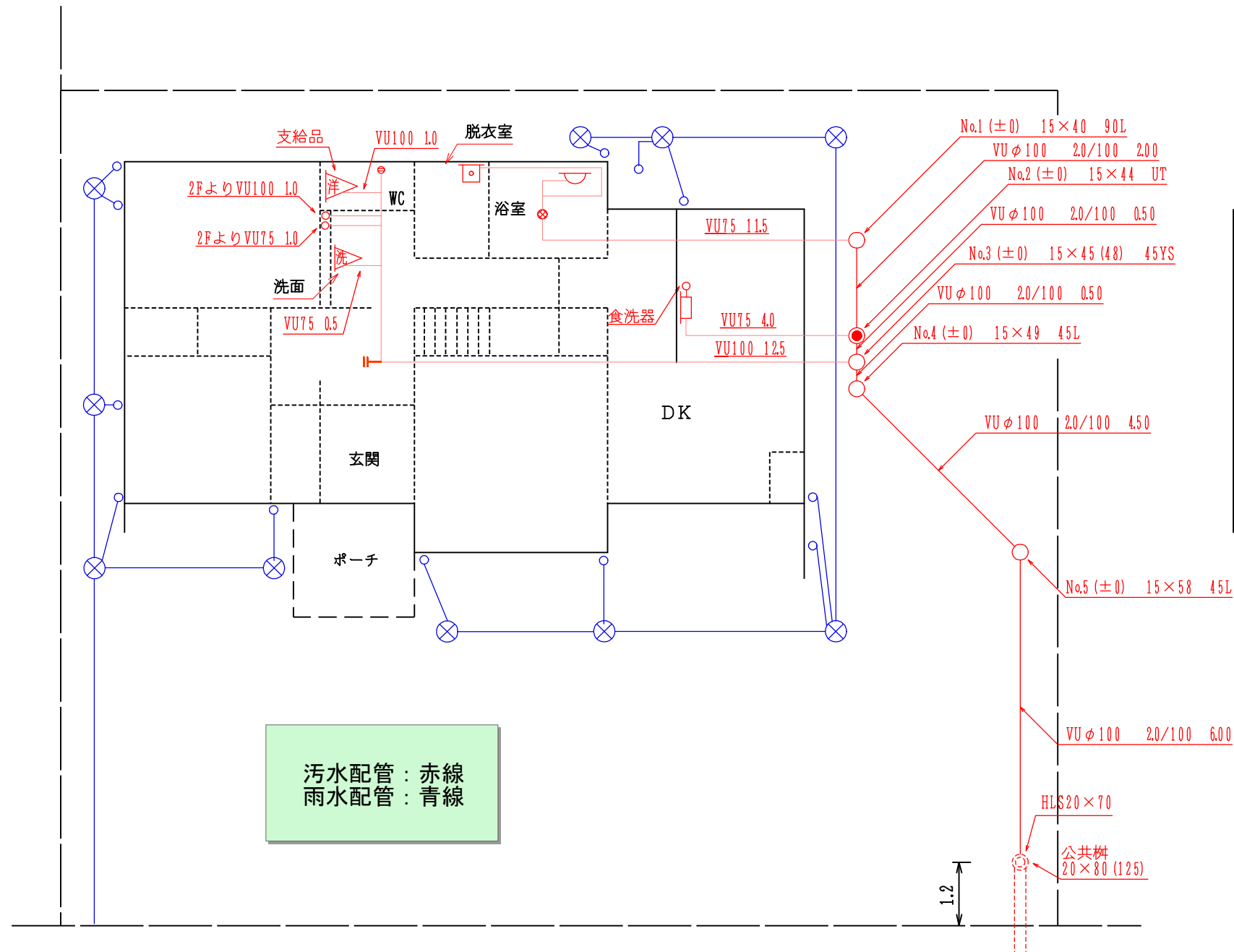
排水設備工事計画承認申請書

申請者	東松島市長様 次のとおり申請します。 住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 ひがしまつしま いちろう 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111										設置場所	住所 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1、1 - 1 ↑開発等により分筆後の地番が分かる場合、() 書きで記入願います。複数筆ある場合は、全て記入下さい。										供用開始年月日 ・	
	申請区分 新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ 承認事項の変更											受付年月日 R8. 5 . 15											
	排水設備関係 水溜所 新築 ・ 改築 ・ 改造無 現況 くり取り式・浄化槽（単独・合併） 助成区分 融資 ・ 無 排水区分・用途 水道水 専用 ・ 共用 排水口 世帯数 人 排水槽 m ² 井水 動力・手動 用途 家事用 浴場用 その他 業務用 共同住宅・店舗併用（ ）											着工年月日 R8. 5 . 25											
	使用者番号											完成年月日 R9. 3 . 31											
使用者	住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1 氏名 東松島 一郎 職業（ 地方公務員 ）										検査年月日 ・												
承認関係	土地所有者	住所 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1 氏名 東松島 一郎				建物所有者	住所 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1 氏名 東松島 一郎				給水承認年月日 ・												
	添付書類	見取図	○	平面図	○	縦断図	○	構造図															
排水設備工事調書																							
主管課長専決 上記のとおり承認して宜しいか伺います																							
市長	課長	課長補佐	係長	係員				負担金照合	図面等照合														
指定工事店	住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 2						責任技術者氏名	東松島 四郎															
	ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 ひがしまつしま けんせつ 東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎						技術者氏名	東松島 五郎															
	電話番号 0225-82-1112											負担金備考											
設置場所案内図												↓住宅地図等を添付して下さい。 											

申請者氏名 東松島 一郎

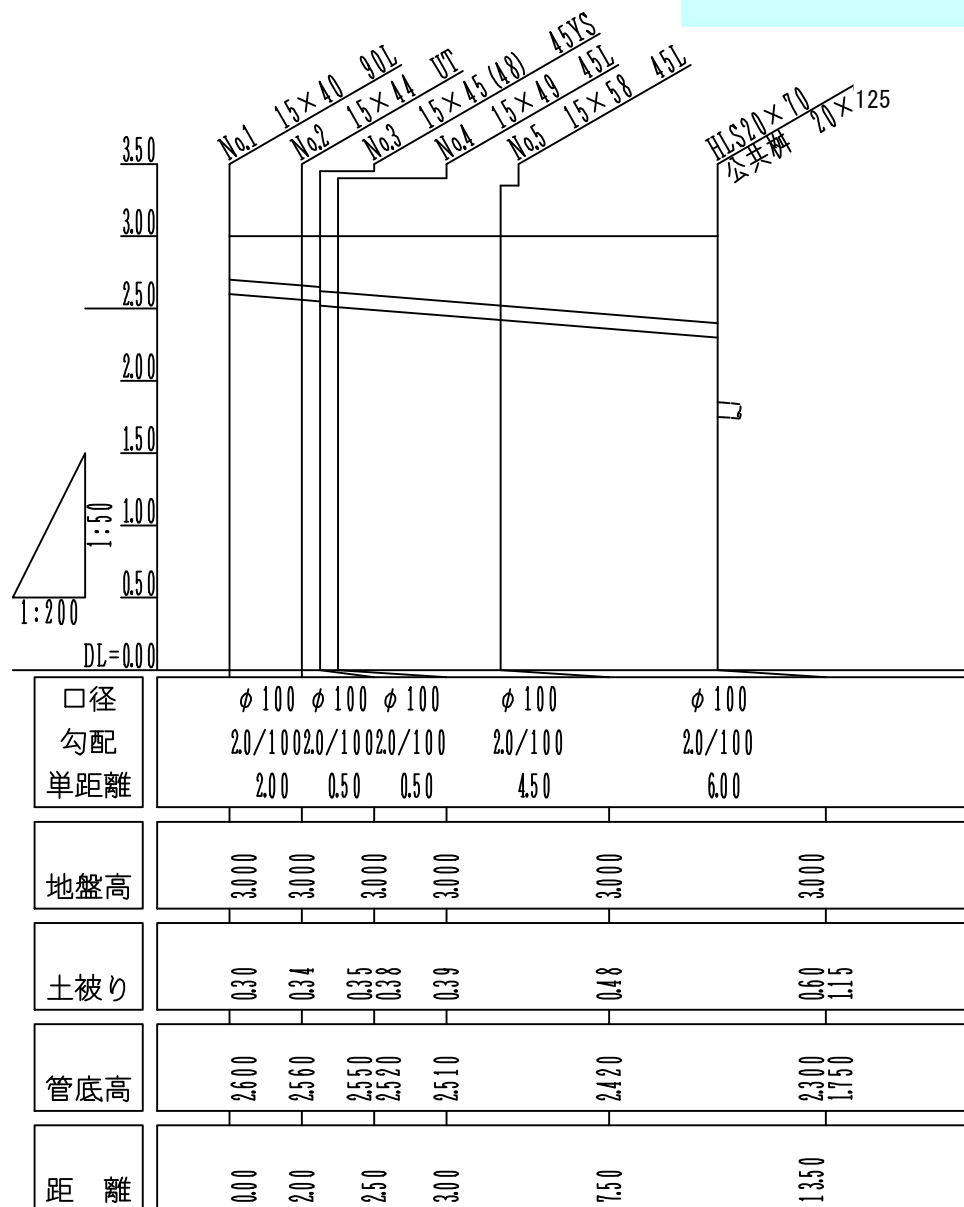
計画平面図 ・ 完成平面図

平面図 (1/100)



計画縦断図 ・ 完成縦断図

申請者氏名 東松島 一郎



↓申請日を記入

記入例 4

受付番号	08-999 号	整理番号	号	申請者氏名	東松島市 一郎	申請年月日	R8 . 5 . 15	指定工事店	東松島市建設(株)
------	----------	------	---	-------	---------	-------	-------------	-------	-----------

精算	市長	課長	課長補佐	係長	係員	審査	
	検査員						印
	検査確認						印

↓見積時記入

↓精算時記入 (単位: 円)

排水設備工事調書 工事内訳書 (見積・精算)

工種	名称		形状寸法	見 積			精 算		
				数量	単価	金額	数量	単価	金額
便所工事	洋風便器	支給		2	0	0	2	0	0
	便器取付工	新築		2	34,200	68,400	2	34,200	68,400
	計					68,400			68,400
排水設備工事	管布設工	屋外	VU100	13.5	1,890	25,515	12.75		22,950
		屋内	VU75	21.0	2,050	43,050	21.0		43,050
		屋内	VU100	19.5	2,110	41,145	19.5		41,145
	樹設置工	1 90L	15×40	1		7,510	1	15×54	7,510
		2 UT	15×44	1		12,730	1	15×58	12,730
		3 45YS	15×45 (48)	1		8,120	1	15×59 (62)	8,120
		4 45L	15×49	1		7,510	1	15×63	7,510
		5 45L	15×58	1		7,510	1	15×71	7,510
		6 90L					1	15×75	7,510
		7							
		8							
		9							
		10							
	継手類	HLS	100	1	6,020	6,020	0		0
	土工	掘削・埋戻	H<800	13.5	4,600	62,100	12.75	4,600	58,650
		掘削・埋戻	H>800						
	その他	排水ヘッダー							
	計					221,210			216,685
	純工事費計					289,610			285,085
	間接経費	諸経費	22%			63,714			62,718
		設計調査費				21,000			21,000
		小計				84,714			83,718
	付帯施設工事費								
	給水工事費								
	大工工事費								
	合計					374,324			368,803
	消費税等額	10%				37,432			36,880
	工事請求額					411,756			405,683
	融資対象金額	水洗化工事							
		排水設備工事							

標章番号	
融資番号	

浄化槽処理費			
名称	単位	見積	精算
消 毒			
FRP処理費			
コンクリート処理費			
掘削・埋戻			

付帯施設工事費			
名称	単位	見積	精算

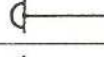
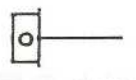
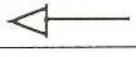
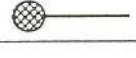
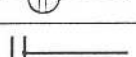
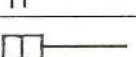
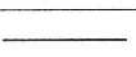
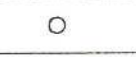
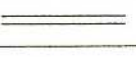
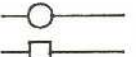
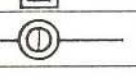
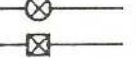
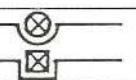
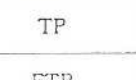
給水工事費			
名称	単位	見積	精算

(備考)

排水設備工事完了届

令和 9 年 3 月 1 0 日										
東松島市長 様					施工者 住所〒 981-0503 (工事者) 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 2 氏名又は名称 東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎 電話番号 0225-82-1112					
次のとおりお届けします。										
申 請 者	住所〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1 氏 名 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111				申請年月日		検査年月日			
					R8. 5 . 15		. .			
設 置 場 所	東松島市矢本字上河戸 3 6 - 1				承認年月日		※完了届は、工事完了日を含めて 5日以内に必ず提出して下さい。			
					R8. 5 . 20					
承 認 番 号	第 08-999 号				工事完了年月日		排水設備 ・ 水洗設備			
					R9. 3 . 8					
使用者番号	市町コード	町会番号	認定番号	技 番 等	水 栓 番 号	工 事 区 分				
				— —	ヤ12345	新設 ・ 増設 ・ 改築（改造）				
						助 成 区 分 補助 ・ 融資 ・ 特助 ・ 無				
上 記 工 事 の 検 査 を お 願 い し ま す。										
	検 査 員					課 長	課長補佐	係 長		係 員
記 事										

《設計図面の凡例・記号の例》

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口			公共汚水ます		
ト ラ ッ プ			公共雨水ます		
掃 除 口			側溝（道路）		
露 出 掃 除 口			トラップます		丸 ます 角 ます
阻 集 器			雨 ど い		
排 水 管			境 界 線		黒又は青
通 気 管			建 物 外 壁		同上
立 管			建物間仕切り		同上
排 水 溝 (宅地内)			新設管（合流管 又は汚水管）		赤 色
汚 水 ま す		丸 ます 角 ます	雨 水 管		緑 色
ドロップます (汚水)		丸 ます 角 ます	撤 去 管		黒 色
分 離 ま す			既設又は在来管		赤…合流管又は 汚水管 …雨水管
雨 水 ま す		丸 ます 角 ます	銅 管	GP	
ドロップます (雨水)		丸 ます 角 ます	鋳 鉄 管	CIP	
陶 管	TP		耐 火 二 層 管	FDP	
陶 製 卵 形 管	ETP		強化プラスチック 複 合 管	FRPM	
鉄 コ ン ク リ ー ト 管	CP				

注 既設のます等は破線で表示する。

- 新設汚水管は赤色実線、既設枳及び既設汚水管は赤色波線。
雨水管は青色実線。

◆東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について

①補助事業対象地区について（18号）

1. 公共下水道全体計画区域外（ただし、事業認可区域外は対象）
2. 農業集落排水事業区域外
3. 漁業集落排水事業区域外

※補助対象区域の確認については、電話での判断ができない場合もありますので、都市整備課窓口で打合せをお願い致します。

※対象区域図も東松島市ホームページにて公開しています。

②補助事業施工主体及び施設の所有について

- ・市ではなく、**設置者個人が主体の事業で、設置した浄化槽も設置者個人の所有となります。**

③補助対象工事について

- ・合併処理浄化槽の本体設置工事が対象となります。
- ・放流管及び流入管は対象となりません。

④補助対象の建築物

- ・**居住住宅**又は**事業所、併用住宅**（管理のための居住は対象外です。）
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人所有の事業用建物。

※以下の場合には対象となりません。

※令和9年1月1日から新築が対象から外れます。

- ・浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・賃貸の住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・住宅を販売又は賃貸目的で合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市税等を滞納している方。
- ・別荘、倉庫に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・会社等所有の建物に合併処理浄化槽を設置する場合。

⑤工事発注について

- ・設置者個人の発注となります。
- ・施工業者については、浄化槽設備士の資格を有し、**県に登録している浄化槽工事業者でなければ工事はできませんし、補助金を受け取ることもできません。**

⑥浄化槽の設置場所について

- ・宅地内に個々に浄化槽を設置します。

⑦補助金額について

- ・人槽区分により補助金額が変わります。資料（16号）を確認して下さい。

⑧補助要綱の改正について

補助要綱を改正するという動きが環境省からあります。現時点においては、具体的な改正内容は把握できていません。急な要綱の改正が想定されますので補助金を活用し、浄化槽を設置する場合は事前協議書をお早めに提出をお願いします。

2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について

①申請から完了までの流れは以下のとおりです。

事前協議書提出 → 協議回答 → 補助金交付申請書提出 → 補助金交付決定 →
工事着手 → 完成 → 実績報告書提出 → 完成検査 → 補助金請求書提出

(※下線部が提出書類です。補助金交付申請時は排水設備工事計画承認申請書の提出も忘れずに。)

②補助金申請は随時受付しておりますが、申請期限は毎年12月25日（土日の場合はその前の営業日まで）となっています。また、予定基数に達した場合は、打ち切りとなりますのでご注意ください。

（令和8年度の予定基数5基です。）

【その他】

・掘削時の土留め使用について、完成後の写真では大変危険な作業が見られます。労働安全衛生規則第361条にある地山の崩壊等による危険の防止に関する規則を守り作業して下さい。

バックホウによる吊り上げ作業を行う場合は、クレーン仕様の機種を使用し吊り上げ荷重が1トン未満又は移動式クレーンの特別教育、1トン以上5トン未満は免許又は技能講習の資格が必要となります。

資格者以外は作業を行わないよう注意して下さい。

また、吊り込み時に浄化槽の下に入らないよう注意願います。

・浄化槽の据付完了後、市役所担当者との中間立会を行います。

写真に収まりますので、日程の連絡及び表示板の準備を忘れずにお願いします。

《資料》令和8年度合併処理浄化槽補助金の額

合併処理浄化槽 (変則合併処理浄化槽含む)	人槽区分	限度額
	5人槽	332,000円以内
	7人槽	414,000円以内
	10人槽	548,000円以内

令和9年度更新予定 東松島市排水設備指定工事店一覧

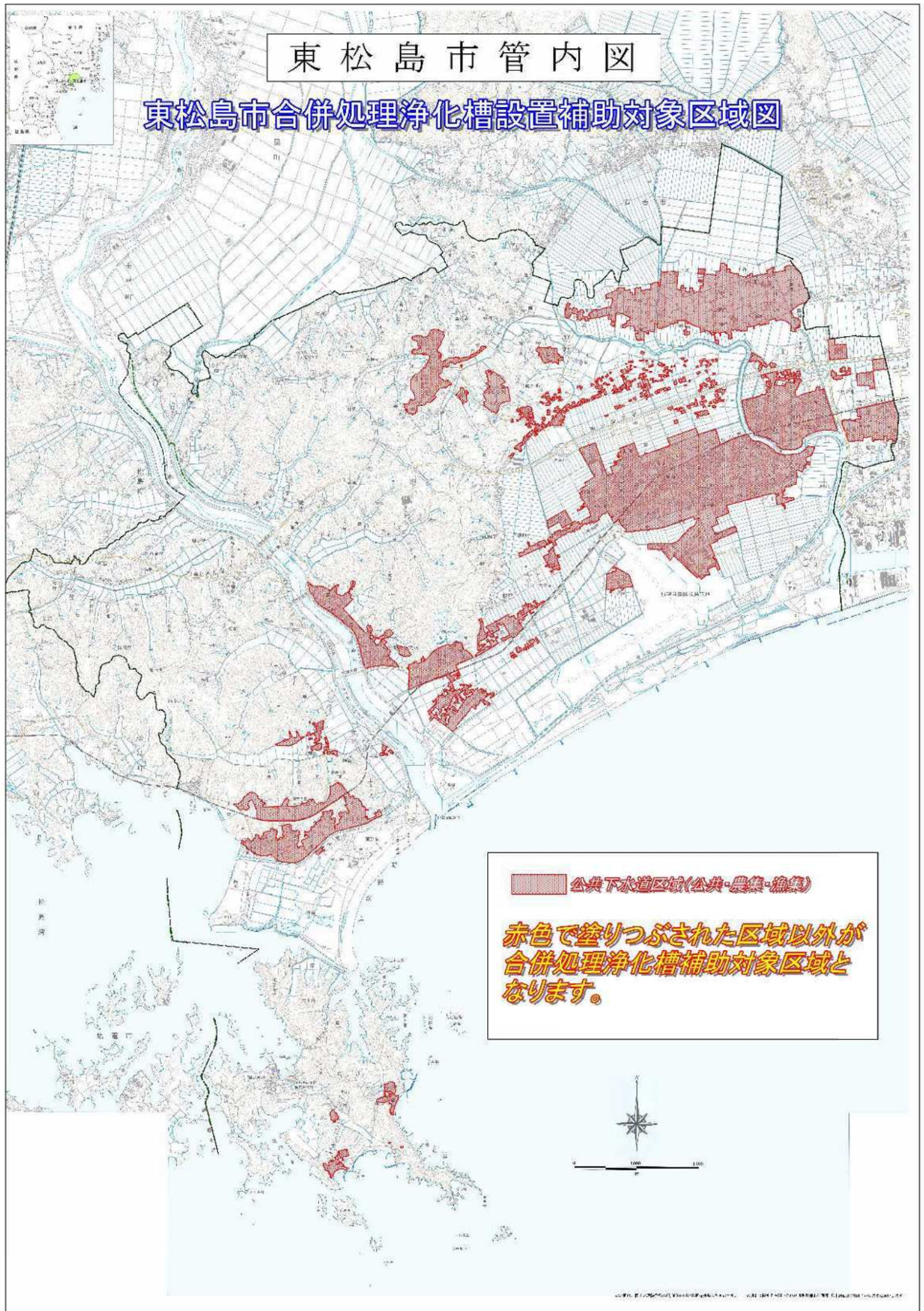
指定番号	指定店名	所在地	代表職名	代表者氏名
2002	株式会社 大晃組	石巻市松並一丁目10番7号	代表取締役	阿部 好孝
2003	豊和建设 株式会社	石巻市双葉町1番10号	代表取締役	阿部 勝
2006	有限会社 高信工業	石巻市中浦一丁目1番19号	代表取締役	高橋 克弥
2008	有限会社 ケー・イー・アイ	遠田郡美里町二郷字甚助二番60番地	代表取締役	石垣 正巳
2010	有限会社 辺見興業	東松島市小松字小松台208番地	代表取締役	邊見 隆志
2011	有限会社 佐々木設備	東松島市赤井字下新丁110番地1	代表取締役	佐々木 茂
2014	三浦工業	東松島市大曲字川前208番地1	代表	三浦 寛
2018	木村設備	石巻市門脇字青葉西88番地5	代表	木村 司
2019	阿部商店	石巻市沢田字台75番地1	代表	阿部 賢市
5025	株式会社 トータル設備	大崎市古川桜ノ目字飯塚14番地2	代表取締役	福地 桂司
5027	有限会社 加新住設	塩竈市袖野田町21番8号	代表取締役	加藤 新治
5028	株式会社 小山のドクター	栗原市築館字下宮野館6番地	代表取締役	小山 隆輔
5029	ナガノ工業 株式会社	牡鹿郡女川町鷲神浜字内山52番地の28	代表取締役	永野 一彦
5030	株式会社 マルユウワークス	宮城郡七ヶ浜町遠山一丁目8番32号	代表取締役	渡邊 優
5033	日成施設 株式会社	仙台市太白区中田町字法地南22番地の1	代表取締役	木村 誠
5034	有限会社 山裕設備工業	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿66番地の2	取締役	勝又 亮
5035	相沢工業 株式会社	石巻市不動町二丁目16番17-10号	代表取締役	相澤 康友
5071	株式会社 城南	仙台市青葉区みやぎ台二丁目2番1-1号	代表取締役	佐藤 正吉
5072	株式会社 丸叶	石巻市新成三丁目9番地17	代表取締役	阿部 精二
5083	株式会社 ワイズテック	石巻市新成一丁目15番地10	代表取締役	山形 美文
5085	イズミワークス	仙台市泉区泉ヶ丘5丁目26番3号	代表	若松 教行

予定件数：21件

指定期限：令和9年3月31日

東松島市管内図

東松島市合併処理浄化槽設置補助対象区域図



建設部 都市整備課 配置図

ミーティ
ング
テーブル

課長補佐
佐々木
(2231)

課 長
菅原
(2230)

課長補佐兼
都市計画係長
土井
(2232)

監視装置

書棚 書棚

係長	主査
遠藤 (2262)	鈴木 (2263)
住宅 管理 端末	主査 鹿野 (2264)
住基 端末	住宅 管理 端末

住宅係

事務員	係長
仁科 (2234)	千葉 (2233)
主事 高橋 (2235)	

Lプリンター
下水道経営係

主任	技術主査
尾形 (2271)	鈴木 (2272)
	PC
	作業台

シュレッター
都市計画係

係長	技術副主幹
我妻 (2251)	田中 (2252)
技術主任 阿部 (2253)	技術員 雁部 (2255)
技術員 佐藤 (2254)	

都市施設係

収納 ミーティング
テーブル

書棚
書庫

カウンター	柱	書棚	柱	複合機	カウンター	柱
-------	---	----	---	-----	-------	---